

# 長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業実施要綱

制 定 令和 4 年 7 月 1 日  
4 農山村第 1 6 8 号  
最終改正 令和 5 年 7 月 3 日  
5 農山村第 1 5 4 号

## 第 1 趣旨

本県では高齢化及び人口減少の進行に伴う集落の衰退が課題となっており、農山村地域のビジネスの拠点である農産物等直売所（以下「直売所」という。）が、地域の活性化に貢献することが求められていることから、よりステップアップした直売所となるため、その経営基盤の強化を図る必要がある。このため、県は、経営基盤強化及び地域貢献の取組に向けた計画を策定した直売所を支援することとし、長崎県農山村地域ビジネス向上支援事業（以下「事業」という。）を実施する。

## 第 2 事業の内容等

事業の内容、対象となる取組、事業実施主体及び補助率については別表 1、補助対象経費については別表 2 のとおりとする。

## 第 3 事業の実施手続等

### 1 事業計画の申請

- (1) 事業実施主体は、事業を実施する場合は、事業計画書（様式第 1 号）を作成し、計画認定申請書（様式第 2 号）により提出する。提出先は当該地区を所管する振興局長とする。
- (2) 計画認定申請書の提出を受けた振興局長は、内容の検討及び必要な指導を行い、別表 3 のポイント配分基準により各振興局が順位付けをしたうえで、知事に進達するものとする。

### 2 事業計画の認定

知事は、当該事業計画の内容が事業の趣旨に沿い、かつ、適正であると認められる場合は、次の基準に基づき、計画を認定するものとする。

- (1) 各振興局が付けた順位の高い事業から優先する。
- (2) 順位が同一の場合は、事業計画のポイントが高い事業から優先する。
- (3) ポイントが同一の場合は、より高い事業効果が見込まれる事業を優先する。

### 3 事業計画の変更

- (1) 事業実施主体は、認定を受けた計画について、次に掲げる重要な変更を行う

ときは、計画変更申請書（様式第3号）を遅滞なく振興局長へ提出するものとする。

ア 事業費の2割を超える増減

イ 事業実施主体の変更

ウ 事業の廃止

(2) 計画変更申請書の提出を受けた振興局長は、内容の検討及び必要な指導を行い、知事に進達するものとする。

(3) 知事は、当該変更計画の内容が事業の趣旨に沿い、かつ、適正であると認められる場合は、変更計画を認定するものとする。

#### 4 実績報告

事業実施主体は、第3の2及び3の(3)により認定された事業計画に基づく事業が完了したときは、事業実績報告書（様式第4号）により、事業が完了した年度の翌年度の4月10日までに、振興局長を経由し、知事に報告するものとする。

#### 第4 助成

県は、認定した計画について、予算の範囲内において、別に定める補助金交付要領により補助金を交付するものとする。

#### 第5 指導

知事は、事業実施主体に対し、事業の実施に関して必要な報告を求め、また、指導を行うことができる。

#### 第6 推進体制

農山村振興課は本事業を円滑かつ適正に推進するため、他の事業との連携に配慮するとともに、関係部課等と十分連絡協議するものとする。

#### 第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年度の予算に係る補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。